

資料調査 出雲国風土記写本の調査（十七）

島根県古代文化センター 風土記調査研究班

吉松大志
野々村安浩

小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業において『出雲国風土記』等の写本の調査をし、『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査 出雲国風土記写本の調査（一）」小序 二〇〇四年 参照）。

今号では過年度における『出雲風土記解』写本の調査について報告する。

一、田中氏本『出雲風土記解』（伊藤剣氏所蔵）

調査地 島根県古代文化センター・島根県松江市
調査日 平成二十八年（二〇二六）七月十五日・二十二日・八月五日

（調査者 佐藤雄一・野々村安浩）
*この写本のデジタルデータは当センターで保管している。

二、給下八幡宮所蔵『出雲風土記解』写本

所在・調査地 給下八幡宮・島根県雲南市

調査日 令和二年（二〇二〇）三月十九日

（調査者 佐藤雄一・野々村安浩）

*この写本のデジタルデータは当センターで保管している。
写本の調査にあたり、所蔵者のご高配に感謝申し上げます。
次に、資料の概要について報告する。

*本報告では、各写本の体裁表記については次の略号を使用する。
／は改行、□は判読できない文字、（ ）は双行。
丁数および丁面の表・裏は、二丁オ、三丁ウのように記す。

一、田中氏本『出雲風土記解』写本（伊藤剣氏所蔵）

（1）資料について

資料名…出雲風土記解

（2）写本の概要

【装丁】 袋綴 四穴 三冊（上巻・中巻・下巻）

包紙入り

三冊とも表紙は後補

【法量】 三冊とも縦二六・四cm×横一九cm

【丁数】 上巻 六十五丁

中巻 六十丁

下巻 四十九丁

風土記本文 半丁面 八行、一行一六字前後

解本文 二行書き 半丁面一六行 一行三〇字前後

【外題】 上巻 「出雲風土記解」^{上巻}

中巻 「出雲風土記解」^{中巻}

下巻 「出雲風土記解」^{下巻}

【内題】 なし

【題簽等】 包紙に題簽「内山眞龍著」「六人部是香／野々口隆正／上田百

樹／長谷川菅緒／校合〔横書〕」「(城戸千楯／六人部節香)等

の諸先生も校合ス」「出雲風土記解 全三巻」「野々口隆正(校

／合)所蔵本」「雜賀森山文雄旧蔵」付箋「出^(宋カ)□／完」(下切

断)

蔵書印なし

【識語等】 下巻四十八丁ウ 朱筆「文化十四年正月廿日以一古写本校合畢。

記中号イ本者也／向日里 人六人部是香〔花押〕」

「出雲国風土記解三巻。向日里六人部／是香大人野々口隆正校

合所蔵也。／他本所見如朱書事繁者後補書。」

※以下切り取り

同四十九丁オ「此書ハ元いづれの所蔵なりしや蔵印のありし処
切り取り、其の傍らに竹廼舎といふ印を押捺せり。後の所蔵者
とおもはる。／また此巻末の紙を切り取り。所蔵者の名を記せ

し／ものを賣却のときかくなせしものか。」

付箋①「一出雲国風土記解三巻。向日里六人部是香大人野々口
隆正校合所蔵也。」

右記載は隆正所蔵本を後の所蔵者(姓氏不明)が記入したもの
で本書は野々口隆正の所蔵本なること明確なり。而して隆正大
人校合所蔵也とあるから同氏の眞蹟ならんか。地図の精功に於
ては技術に長じたもの、跡が見ゆると専門家の評あり。

又天籟氏曰ふ松江圖書館蔵の同書は野々口隆正校訂とありて同
人の所蔵也の文字が欠けてゐる。

後の所蔵者の姓氏不明なるは誠に意感である。その後の所蔵者
は竹廼舎の印を押捺せられたるよふ末文に見ゆれば竹廼舎は大
社神官佐草氏の歌號であるから参考に附記す。」

同四十九丁ウ付箋②「一右出雲風土記解全巻の校合者は野々口
氏の先輩で時代も古く当時の和学者として権威高い人々である
からこの人々に本書の校合を乞はれその受諾を得て校合済みの
ものを野々口氏の蔵本として所蔵せられたが如何なる關係あつ
たのか。後の所有者の手に渡つたので後の所蔵者が

六人^(イ)是香大人・野々口隆正大人校合所蔵也

と附記している通り両氏に對し尊敬して書いてある。後の所蔵
者も如何なる關係で佐草氏に譲渡したか不明なるも譲渡の際自
己の所有權のないものに自己の印影を残留せばと後日を慮ばか
つて削りとられたようである。それで後の所蔵者となつた佐草
氏は歌號なる竹廼舎なる自家の印を蔵書印に使用していたよう

である。

或は曰ふ。本書全三巻中に野々口隆正校合の記載其他に野々口氏の記入巻末部に同家所藏の記載等一切見えざるは不審なりとの説あるも巻末に是香大人隆正大人校合所藏也と明記あるから野々口隆正校合所藏本なることが知られるのである。」

※付箋③の上に貼付

同付箋③「六人部是香以下四和学者の畧歴を人名辭書に依て記す。

一六人部是香^{ヨシカ}は京都の和学者なり。葵舎と號す。美濃守と稱す。氣吹廼舎門人。

一野々口は石見国津和野藩和学者なり。明治四年歿す。八十、寛政四年生れなり。

一上田百樹は京師の和学者なり。俗称鍵屋藤助と云ふ。本居宣長の門に入り古学を攻究し勉強して甚だ精し一時之を稱して同門の巨擘と爲す。

一長谷川菅緒は古学者なり。通称三折。和泉の人なり。本居宣長に從て和歌古学を脩し生徒に教授す。

一城戸千楯は京都の和学者。本居宣長の門人にして弘化二年九月二十一日歿す。年六十八。

右者野々口隆正所藏本に對す校合者の畧歴」

末尾原稿用紙綴込「一出雲風土記解 三巻^{寫本} 内山眞龍著 假字交り文にて書き、初めに^{寫本}出雲全國の圖を入れ、又た各郡の圖を附せり。出雲風土記鈔を基礎として更に詳細なる註釋を加

へたる者にて天明七年二月十四日遠江國豊田郡大谷村内山眞龍の撰なり。撰者は此著述の爲め出雲に來り滞留調査せし者なるが松江圖書館藏の本書は文化十四年正月廿日向日里六人部是香の校合せるを更に野々口隆正の校訂を経たる者にて風土記の註釋書としては註釋校勘共に上乘の者なり。

明治辛亥仲春出雲風土記講演會場に於て

出雲八束の郡持田の里なる

天籟 野津左馬之助識

右記事ハ島根縣皇典講究所編纂出雲風土記ニ見ル。當家藏本ハ即チ松江圖書館藏本ト同一種ニシテ最良ナル善本ナリト知ルベシ。依テ借出シ或ハ讓渡等一切確ク成サズ家宝トシテ永久ニ保存シ置クナリ。

*卷末に「傍に竹廼舎といふ印を押捺せり。後の所藏者とおもはる」云々。これは大社の祀官佐草氏の家號なれば元同家所藏本なりしこと確實なり。同家は大正の末年頃藏書整理の節、森山氏は如何なる故有て買受けたるものなるか。昭和初年森山家々財整理賣却の際、私は某古物商店にて購入す。因て本書三巻は始より大社の祀官佐草家藏書ならん。」*以下異筆

【書写上の特徴】

本文には頭注・朱書・付箋が多数みられるが、いずれも本文と同筆と認められる。書写者による追記は認められず、これらの頭注類は親本にあったものを忠実に書写・再現したものと考えられる。

【本写本について】

(イ) 本写本は、平成二十七年(二〇一五)に上代文学研究者の伊藤劍氏が島根県松江市の古書店で購入したものである。識語等の特徴・古書店主の証言から、加藤義成氏が「田中氏本」と名付けた田中音市氏旧蔵の『出雲風土記解』写本と認められる。

(ロ) 下巻末尾の原稿用紙は、表紙を後補した際に綴じ込まれたと考えられる。その内容から、前半のカタカナ交じり文は森山氏、後半の異筆部分は田中音市氏によるものと推察される。その内容を総合すると、本写本は大正時代頃まで森山氏(包紙題簽にみえる森山文雄氏か)が所持した後、表紙を補い、昭和初年にそれを田中音市氏が古物商を通じて購入したこと、加藤氏の註(一)論考が発表された昭和四十七年(一九七二)以降に古書店に売りに出されたことが知られる。

(ハ) 付箋①②③については、「昭和 年」と記した紙を反故にして使用していることから、田中音市氏によるものと推定される。

(ニ) 題簽にみえる人物については、付箋③参照。なお上田百樹・長谷川菅緒・城戸千楯はいずれも京錦小路室町に住む国学者で、同じ寛政九年(一七九九)に本居宣長に入門している⁽²⁾。六人部節香は山城・向日神社の神職で、六人部是香の伯父。六人部是香は節香の養子となり職を継いだ。是香は文政六年(一八二二)に平田篤胤に入門。野々口(大國)隆正は平田篤胤の紹介で村田春門(宣長門下)に師事している。

(ホ) 本写本と共通する奥書・識語をもつものに、横山家乙本があり、詳細は加藤氏や田中卓氏⁽³⁾によって紹介されている。四十八丁ウの切り取りも共通しているが、紙数・改行は異なる。両者の関係について、加藤氏は本写本が親本か、とするが、頭注類を詳細に検討する必要がある。

(ヘ) 森山氏以前の所有者の変遷・書写経緯については不明な点が多い。田中音市氏による付箋や末尾の考察では、本写本は野々口隆正所蔵本で、のち

に竹廼舎(幕末期の出雲大社上官であった佐草文清⁽⁴⁾)が所蔵したとするが、その旨を記す奥書・識語は本写本の親本にあった可能性が高く、それを忠実に書写したものと推測される。

註

- (1) 加藤義成「島根県下に伝存する『出雲国風土記』の写本について」(『出雲国風土記論究 上巻』島根県古代文化センター、一九九五年、初出一九七二年)
- (2) 山崎美紗子「伴信友と上田百樹」(『文藝論叢』二六、一九八六年)
- (3) 田中卓「出雲国風土記諸本の研究」(『田中卓著作集』八 出雲国風土記の研究) 国書刊行会、一九八八年、初出一九五三年)で「(ハ) 出雲風土記解」とされている写本。
- (4) 加藤義成「諸本概説」(『校本出雲国風土記 全』出雲国風土記研究会、一九六八年)

二、給下八幡宮本『出雲風土記解』写本

(1) 資料について

資料名：出雲風土記解

(2) 写本の概要

【装 丁】 紙縫り綴 四穴 三冊

【法 量】 (第一冊) 縦二六・五cm×横一八・七cm(見開き三四・〇cm)

(第二冊) 縦二六・五cm×横一八・七cm(見開き三四・五cm)

(第三冊) 縦二六・四cm×横一九・二cm(見開き三三・五cm)

【丁 数】 (第一冊) 七五丁

(第二冊) 六七丁

(第三冊) 五一丁

風土記本文 半丁面 七行、一行一九字前後

解本文 二行書き 半丁面一四行 一行二五字前後

【外題】 (第一冊) 「出雲風土記解 (意字/島根) 上」

(第二冊) 「出雲風土記解 (秋鹿 楯縫/出雲 神門) 中」

(第三冊) 「出雲風土記解 (飯石 仁多/大原) 下」

【内題】 (第一冊) 「出雲風土記解」

(第二冊) ナシ

(第三冊) ナシ

【蔵書印等】 (各冊とも 一丁オ) 【写真3】 (第一冊)

朱角印「巨勢/ぞう書」(縦二・九cm×横一・六cm)

【奥書等】 (第三冊 五一丁ウ) 【写真5】

「安政二年乙卯十二月之季上卷 始筆同三年丙辰四月

九日下巻閣筆

巨勢建勝蔵書」

【書写上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕

①頭注、傍書に、「梅本」(朱筆、墨書)が多数みえるが、その多くは『訂正出雲風土記』(以下、『訂正』)の頭注・傍書である。

参考に『訂正』の同箇所本文及び頭注を(＊)で併記する。

(二冊 五四丁ウ) 嶋根郡 千酌駅条 「生」字の頭注

「生(虫損のため、一字判読できず) 梅本」(＊生一本作生)

(二冊 六一丁ウ) 嶋根郡 朝酌促戸条 「或製日魚」の頭注

「梅本或製白魚於鳥被捕製乾之誤也」(＊製乾之誤也) 【写真4】

(二冊 六七丁ウ) 嶋根郡 土島条 「土」字の頭注

「梅本 志」(＊本文 「志島」)

(二冊 六九丁オ) 嶋根郡 玉結浜条 「唐磯」の「磯」字の傍書

「砥 梅本」(＊本文 「唐砥」)

(二冊 七四丁オ) 嶋根郡 北海所捕雜物条

「字或作螺子」の頭注 「字或作蛎犬却 梅本ノ旨各」(＊「字或

作蛎犬脚」)

「石華 (字或作蛎犬脚也或曠於脚者勢也)」の

「字或作蛎」の左朱傍書「梅本无」(＊本文 二行書キハナシ)

「曠於」の「曠」字の頭注「作蠣梅本ニ有」(＊本文 「曠於」)

(二冊 二丁オ) 秋鹿郡 惠曇郷条 「九里冊歩」の「冊」の朱傍書「冊

梅本」(＊本文 卅)

(二冊 二五丁オ) 楯縫郡 自毛埼条 「毛」字の左朱傍書「毛梅本」

(＊本文 「自毛埼」)

※(私注) 『訂正』ノ「毛」ノ字体ガ「毛」ニ類似スルタメカ

(二冊 四七丁ウ) 出雲郡 栗島条 頭注

「梅本 栗」(＊本文 「栗島」、頭注「栗一本栗」)

(二冊 四七丁ウ) 出雲郡 這田濱条

「這田」字の傍書「ムカヒタ」の右に、朱傍書「ハフタノ」に引き出し線して、頭注に「梅本」

(＊本文 「這田」のふりがな 「ハフタノ」)

(二冊 五九丁オ) 神門郡 (古志郷) 新造院条

「東南一里刑部臣等之所造也(本堂/嚴堂)」の

・「里」と「刑」間の圈点に右傍書「建立嚴堂也 梅本」

・(本堂/嚴堂)ノ下ニ「梅本无」

(＊本文 東南一里不立嚴堂也刑部臣等之所造也)

(＊頭注 本當作建)

(二冊 六四丁オ) 神門川条 「間土村」の右傍書 「大門立 梅本」

(＊本文 大門立村)

(*頭注 大門立一本間土誤)

(三冊 六丁ウ) 飯石郡 穴原山条 頭注「梅本 原作厚」

(*本文 穴厚山)

(三冊 十丁オ) 飯石郡 須佐川条

「入神門郡門立村」の「郡」字右下に朱傍書「大」の頭注

「梅本 諸本脱大字今以僻按補之」

(*本文 入神門郡大門立村)

(*頭注 「諸本脱大字今以僻按補之」)

(三冊 一三丁ウ) 仁多郡 郡名由来

「此国者非大非小」の左朱傍書

「梅本点 オホキナルニシテ(一部虫損) スノチヒサキニモ非ス」

(*本文の右傍書 「オホキナルニモアラスチヒサキニモアラス」)

(三冊 二三丁オ) 仁多郡 室原川条

・頭注 「梅本後」

・「鳥上山」字ノ右朱傍書「室原山梅」 (*本文 ナシ)

(三冊 二三丁オ) 仁多郡 横田川条

・頭注 「梅本前」

※(私注) コノ「梅本後」「梅本前」ハ、『訂正』ガ「横田川」

「室原川」ノ順序で記スコトヲ指ス

(三冊 三六丁ウ) 大原郡 船岡山条 「東北一十六里」の左朱傍書

「一里二百歩梅本」 (*本文 東北一里二百歩)

(三冊 四一丁オ) 卷末通道条 「至国廳意字郡北十字衝」の左朱傍書

「梅本 十字衝」 (*本文 至国廳意字郡北十字衝)

(三冊 四六丁オ) 卷末通道条 「惣者國程一百里二百十四歩」の頭注

「梅本 一百六里卅四歩トセリ」

(*本文 「惣者國程一百六里卅四歩」)

【「梅舎」記載の頭注等】

(二冊 七三丁ウ) 嶋根郡 手結埼条 (二行書) 「濱辺有二檜」の朱傍書

「梅舎本 有二檜 卅歩ノ下ニ三行小註也」

(*本文ハ「周三十歩(有二檜)」)

(二冊 一四丁ウ) 楯縫郡 郡名条 「五十足」の頭注

「梅舎云五十足ハ百千足乎」 ※(私注)『訂正』トハチガウ

【その他の頭注・傍書】

(二冊 一二丁オ) 意宇郡 国引き詞章

「引来縫國者自去豆乃打絶」の「来」の右傍書

「宣長云来ハ寄ノ誤也トイヘリ」

(*頭注 「師説来寄ノ誤也トイヘリ」)

(二冊 四九丁オ) 朝酌郷の頭注 「一本朝酌列于山口與目錄合」

(*頭注 一本朝酌列于山口與目錄合)

(二冊 五六丁オ) 嶋根郡 神社 「川上社」の頭注

「川上社今(数字分ノ虫損)内社也故訓邊」

(*頭注 川上社今川邊村社也故訓邊)

(二冊 四八丁オ) 出雲郡 藪条 頭注「藪下脱濱ノ字」

(*頭注 藪下脱濱字)

(二冊 六四丁オ) 神門川条 「間土村」の頭注

「大門立清義按今ハ乙立村ト云」

(*頭注 「大門立一本間土誤」)

【本写本について】

(イ) 本写本は、横山家蔵『出雲風土記解』写本（加藤義成氏は、横山家甲本と称する）と同様に、袋綴上中下三冊仕立て、各冊の丁数ならびに所載範囲も同じである。ただし、丁面の字配りなどは少し異なる。

(ロ) 本写本の頭注や傍書については、次のような特徴が指摘できる。

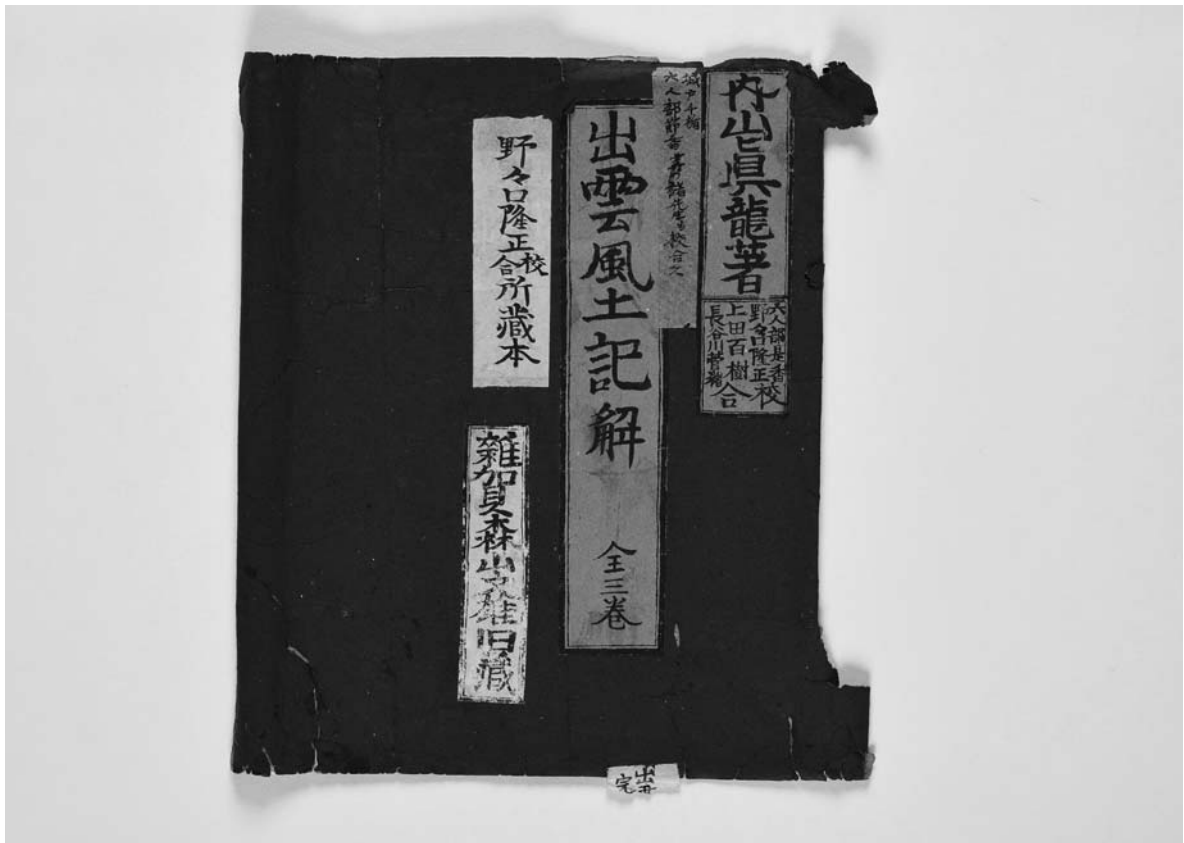
① 「梅本」「梅舎」として記されている箇所多くは、『訂正』の頭注や傍書の内容であり、本写本は『訂正』と比較したことがうかがえる。

② ただし、『訂正』の頭注をすべて記したわけでもなく、また本写本の頭注にすべて「梅本」と記しているわけではない。

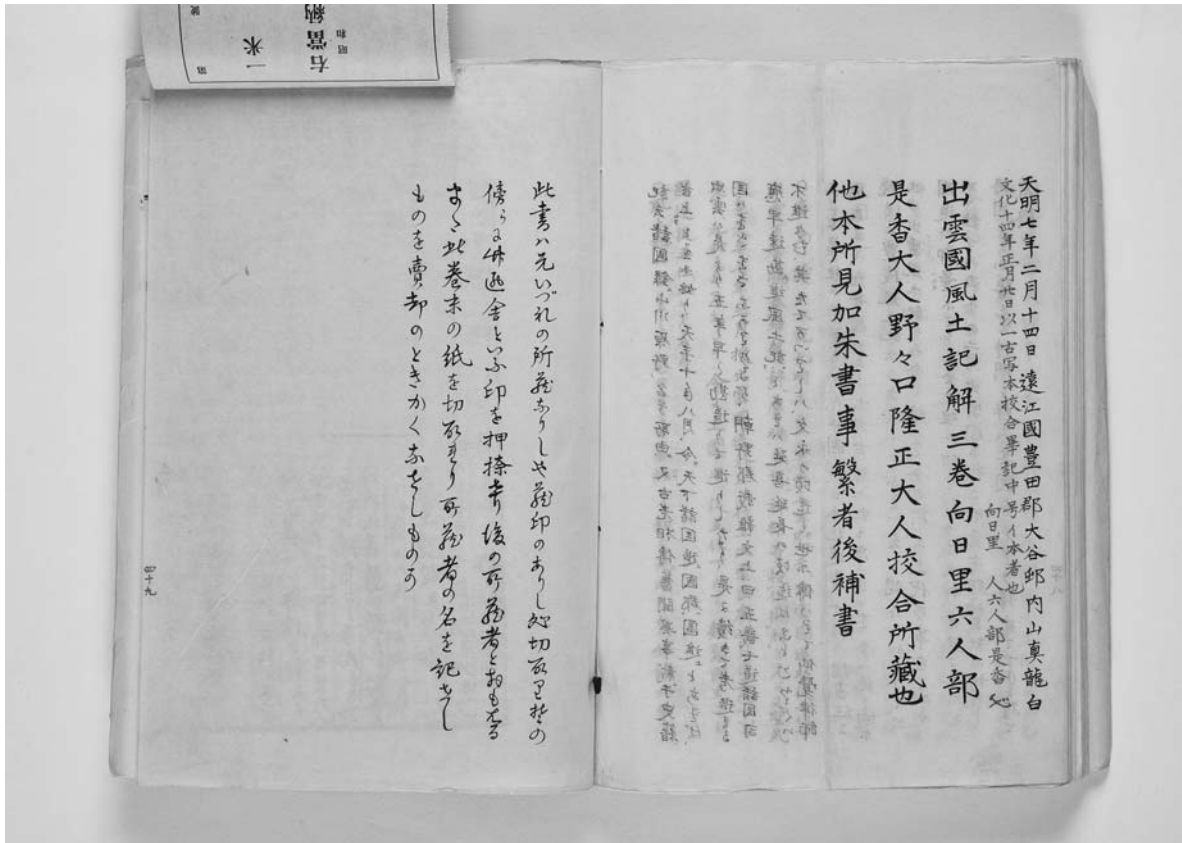
③ 横山家甲本への『訂正』に関わる頭注や傍書には「訂」字が付されているが、それが本写本の『訂正』に関わる傍書内容と必ずしも一致しているわけではない。本写本のみ『訂正』に関わる傍書もある。

註

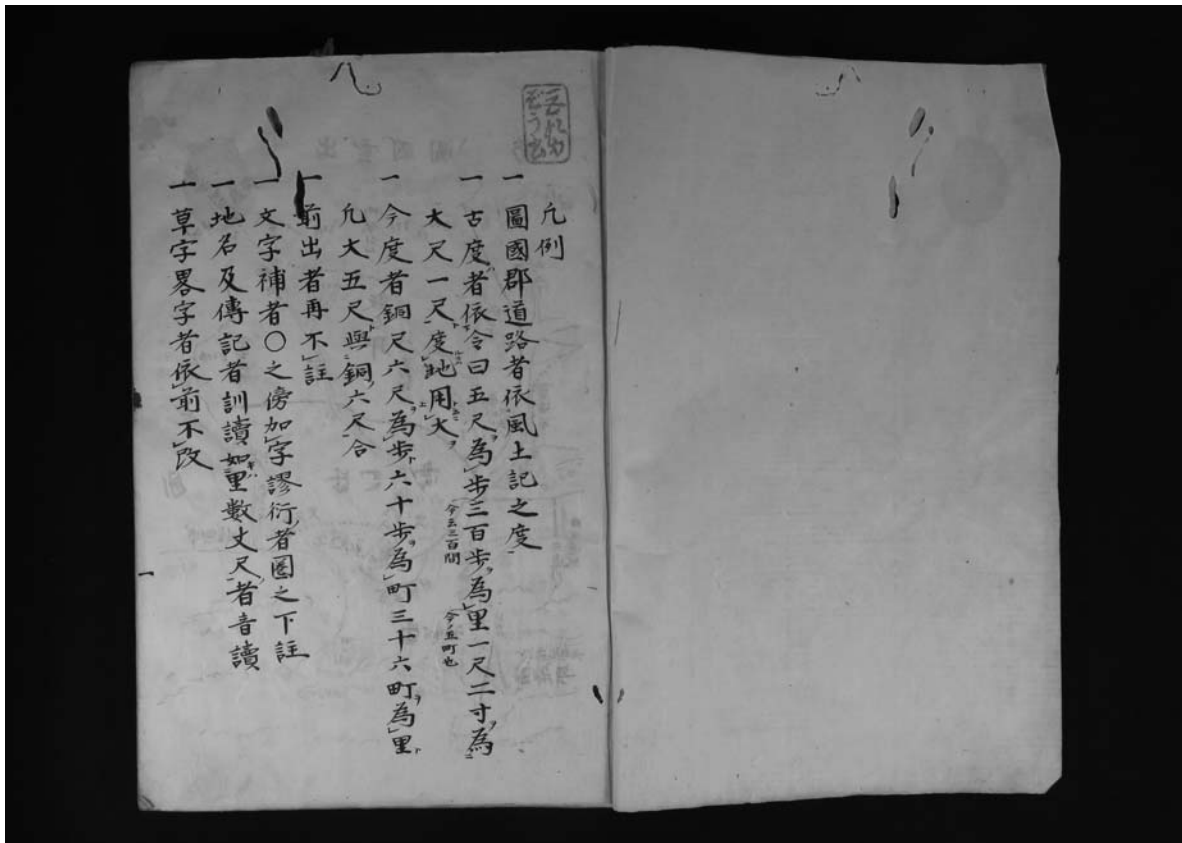
(1) 加藤義成「諸本概説」(『校本出雲国風土記 全』出雲国風土記研究会、一九六八年)



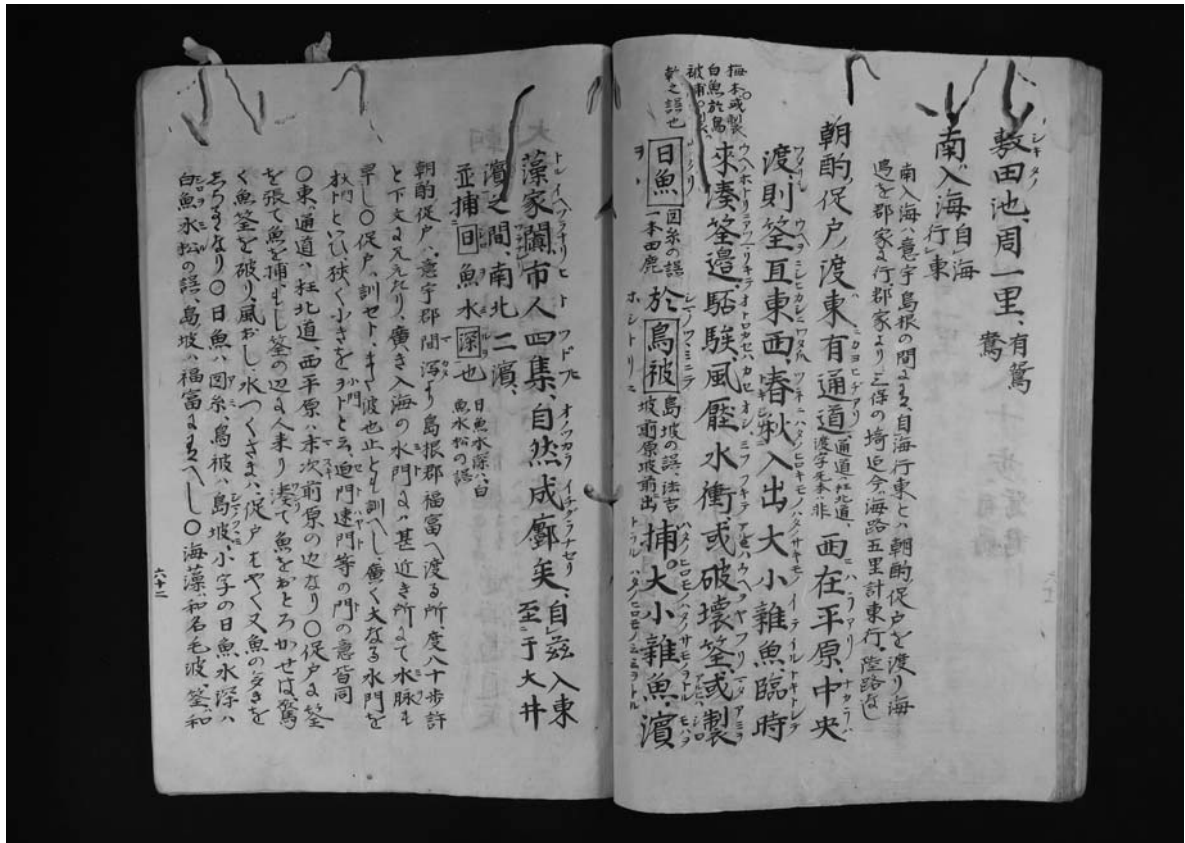
【写真1】田中氏本『出雲風土記解』 包紙



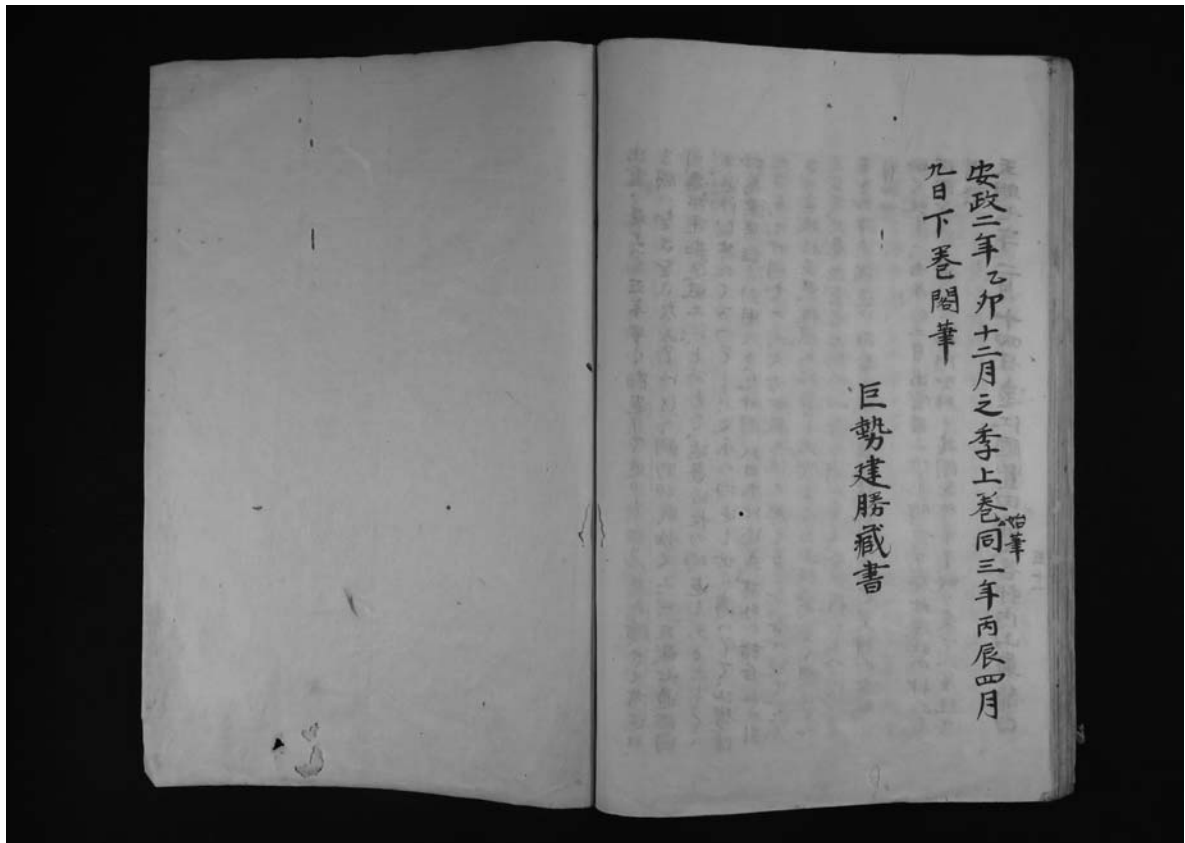
【写真2】田中氏本『出雲風土記解』下巻 奥書・識語部分



【写真3】給下八幡宮所蔵『出雲風土記解』 第一冊 一丁オモテ



【写真4】 給下八幡宮所蔵『出雲風土記解』第一冊 六十二丁ウラ



【写真5】 給下八幡宮所蔵『出雲風土記解』第三冊 五一丁ウラ

